

## 令和3年第4回臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年4月30日（金曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	4月30日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	4月30日 11時04分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋裕次君 主 事 金城成君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋秀幸君	副 村 長	名城政英君
	教 育 長	内間常喜君	総務課長	宮城弘和君
	住 民 課 長	平敷兼清君	農林水産課長	西江忍君
	農 林 水 産 課 参 事	玉城正朝君	商工観光課長	島袋英樹君
	教育行政課長	万寿祥久君	医療保健課長	山城直也君
	建 設 課 長	知念利次君	総務課長補佐	富山維佐子君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 令和3年第4回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年4月30日（金）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（2番 並里晴男議員・3番 虻江 修議員）
第2		会期決定の件
第3		村長の行政報告
第4	報告第7号	伊江村畜産総合施設整備工事（R2）土木の専決処分の報告について
第5	承認第1号	専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第6	承認第2号	専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて
第7	議案第29号	農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R2）その2の請負契約の変更について
第8	議案第30号	伊江中学校マイクロバス購入の契約について
第9	議案第31号	令和3年度伊江村一般会計補正予算（第1号）
第10	同意第3号	副村長の選任について

## ○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和3年第4回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 並里晴男議員、3番 虻江 修議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

## ○ 村長 島 袋 秀 幸 君

令和3年第4回の伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員の出席を賜り心から感謝を申し上げます。私が3期目の4月28日に、3期目の就任をして、初めての議会になりますので、少しだけ御挨拶をさせていただきます。この度の伊江村長選挙におきましては、村民の皆様あるいは信任により3期目の村政運営の重責を担わせていただくことになりました。村民の幸せを第一に、村民一人一人が輝く村づくりに力強く、村民とともに前進をしてまいりたいと思っております。議会の皆様、あるいは村民の皆様のなご一層の御指導、御鞭撻をここによろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。1点目、令和2年、3年期の製糖の実績報告についてでございます。令和2年から3年期の伊江村黒糖工場の実績は、製糖期間が令和3年1月6日から4月4日までの89日間の操業日数で、収穫面積80.69ヘクタール、生産量5,598トン800キログラム、反収で6トン927キログラムの実績と報告を受けております。今期は天候にも恵まれ、また生産農家も増えたことにより、収穫面積増及び生産量とも昨年度を上回る実績でございます。なお、詳細につきましては、議員のお手元に配付をしてありますので、製糖実績報告書を後ほど、御覧いただきたいと思っております。

2点目、新型コロナウイルス感染者発生状況について、報告をいたします。村内において4月21日に、初めて陽性者が確認され、1週間が経過をしておりますが、村が把握している陽性者は、現在4月29日現在21人でございます。その方々は、医療機関、北部宿泊療養施設にて療養中でございます。保健所からは、村外から訪れた方との接触による感染かと推測され、その後職場内、家庭内へと広がったと予想され、数名の感染元は確認されておられません。感染経路や接触者については、保健所を中心に各関係機関と調査し、適切な状況把握に努めているところであります。村内で感染が確認されたのは初めてことで、防災無線で私のほうから報告をさせていただきましたが、今後は随時、ホームページ等で周知をしていきますので、村民、皆様の落ち着いた行動を切にお願いしたいと思います。今後も、村内での感染拡大が懸念されますが、これ以上の感染拡大を防ぐために、村としてもさらに対策を強化し、村民一人一人の御理解、御協力をいただき、感染防止対策に努めていただくよう周知をしてまいりたいと思っております。

3点目、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について、申し上げます。新型コロナウイルスに対するワクチン接種が2月より、沖縄県内医療従事者を優先に始まっております。本村では3月20日より医療従事者、搬送業務に係る消防団や職員など4月24日まで、54人が2回の接種を完了しております。高齢者への接種については、北部市町村ではいち早く、4月18日日曜日、屋内多目的運動場で高齢者75歳以上の予約者など324人の一回目の集団接種を終え、2回目は5月の9日を予定しているところであります。その後、高齢

者施設、老人ホームいえしま、ふさと苑の入所者、施設職員などの巡回接種を実施し、その他社協の職員、公営企業課の職員の個別接種など446人が1回目を終了しております。今後もワクチン接種本数や集団接種の日程を調整し、さらには診療所での個別接種なども検討し、7月をめどに高齢者などの接種を完了させる予定であります。

4点目、建設事業執行状況報告についてでございます。令和3年3月定例会以降の建設事業の執行状況は、お手元に配付した資料のとおり、委託業務13件、備品購入2件、合計15件を執行いたしましたので、報告させていただきます。

以上で行政報告とさせていただきます。

**○ 議長 渡久地 政 雄 君**

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第4．報告第7号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）土木の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

**○ 村長 島 袋 秀 幸 君**

報告第7号 伊江村畜産総合施設整備工事（R2）土木の専決処分の報告について、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり、令和3年3月31日に専決処分した事項について、これを議会に報告するものでございます。専決処分書をお願いいたします。

契約金額、(イ) 変更前の請負金額が1億1,880万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,080万円）。

(ロ) 変更による増額契約額141万2,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が12万8,400円）。

(ハ) 変更後の請負金額1億2,021万2,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,092万8,400円）。

契約の相手方 (有) 金城土建・(有) 伊江島開発特定建設工事共同企業体。

伊江村字西江前563番地、代表取締役 金城清信と契約をいたしております。

なお今回の契約変更の主な内容につきましては、工事施設用地の外構区工事に係るL型擁壁工事の数量増の変更に伴うものでございます。以上で報告とさせていただきます。御審議方、よろしく願います。

**○ 議長 渡久地 政 雄 君**

報告第7号は終わりました。進行します。

日程第5 承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の報告を求めます。副村長 名城政英君。

**○ 副村長 名 城 政 英 君**

承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、伊江村税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の

規定により、令和3年3月31日付、専決処分をいたしましたので、同条第3項に基づきまして、提案をするものでございます。

なお改正の内容について、詳しくは住民課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の主な改正内容について、御説明いたします。

まず個人村民税において、扶養親族等及び退職所得に係る申告書に関し、電磁的方法で保存、提供する場合の手続を簡素化するための改正。また、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の適用期限を延長するための改正。土地の固定資産税においては、負担調整措置の期間を3年延長する者。軽自動車税については、環境性能割の臨時的軽減期間を9か月延長。また種別割のグリーン化特例を2年間延長する改正。その他、法令の改正に伴い条項のずれ、及び字句の整理をするものであります。

新旧対照表とお手元に配付しております住民課のA4版の資料にて説明をいたします。御準備をお願いいたします。

新旧対照表1ページからお願いいたします。第36条の3の2（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）の第4項の改正、中段の第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の第4項の改正。

下段の第53条の8、特別徴収税額の改正、次のページをお願いします。第53条の9退職所得申告書の第3項、第4項の追加に係る改正につきましては、資料1を御確認いただきたいと思います。電子帳簿等保存制度の見直しによるもので、各事業所や団体において、これまでは扶養親族申告書や退職所得申告書などは、基本的に紙ベースの保存で電子的な保存、いわゆるデータでの保存や税務署とのデータでの送受信は所轄の税務署長の事前承認を得る必要がありましたが、経理の電子化が進んでいることや、テレワークの推進、会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、税務署長の事前承認を廃止するなどの簡素化を図るものでございます。

新旧対照表の2ページに戻っていただきます。下段の第81条の4（環境性能割の税率）のまたは第5項を追加する改正につきましては、地方税法の改正により燃費基準が改正されたことによる条項番号の追加でございます。

次の3ページをお願いいたします。附則第10条の2、第1項を削る改正につきましては、令和2年9月定例会におきましては、条例改正した制度の延長を図るものでございます。資料は、②上段のほうを確認ください。改正前の法附則第15条第41項は、生産性向上特別措置法の認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて機械設備の課税標準額に乗ずる割合を定めたもので、その割合をゼロとするもの。法附則第64条については、先ほどの第41項の内容につきまして、さらに新型コロナウイルス感染症に特化した制度で事業用家屋や構築物についての課税標準額に乗ずる割合を定めたもので、その割合をゼロとするものでございますが、このたびの法律改正により、改正前の第1項と、改正前の第2項を合わせ、改正後の法附則第64条として一本化した上で、特例制度を2年間延長するものでございます。

新旧対照表の3ページに戻ります。附則第11条の見出しの改正から、第11条の2、第12条、次の4ページをお願いします。第1項、第2項、第3項、第4項、次の5ページ、第5項、第13条、次の6ページまでをお願いします。第15条第1項から2項までの改正につきましては、先ほどの資料②の中段の内容になります。3年に一度行われる固定資産税の評価替えに伴い、土地価格の特例を継続するため、現行の負担調整措置の

仕組みを継続し、その上で令和3年度に限り、負担調整等による税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置くなどの特別な措置を講ずるための年度の延長や文言の整備を行っております。

新旧対照表6ページに戻ります。第15条の2の2、または第5項を加える改正については、地方税法の改正による文言の整備、令和3年3月31日から令和3年12月31日までに改める改正につきましては、資料の③-1を御確認ください。軽自動車の取得時に係る環境性能割の臨時的軽減措置を9か月延長するものであります。感染症の状況や経済の動向などを総合的に勘案し、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を延長するものであります。下段の表で言うところの矢印の右側のとおり、燃費基準達成度の区分によって、それぞれ1%分を軽減するものであります。

新旧対照表の6ページと7ページに戻ります。第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関して、当面の間は県知事が行う旨の規定であり、第2項中のまたは第3項を加える改正。次の7ページの2行目です。「又は第5項」を加える改正をしております。その内容につきましては、資料③-2を御確認ください。環境性能割の税率区分の見直しを行っており、軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな燃費基準の下で税率区分を見直す改正となっております。資料左側の2020年度達成基準から右側の2030年度達成基準への改正と、クリーンディーゼル車に関しては、別立てで区分を見直す改正となっております。

新旧対照表7ページに戻ります。第16条第1項の第5項を第8項に改める改正につきましては、この後第16条にて、新規で3項を追加するための改正。第16条第2項、第3項の改正については、第2項の車種が、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、第3項の車種が令和2年燃費基準にプラス20%上乘せされた軽自動車を示しており、それぞれ令和2年度分の軽自動車税種別割の課税特例が終了したことによる文言を削る改正を行っております。

次の8ページをお願いします。第4項の車種については、令和2年燃費基準を達成している軽自動車について規定しており、それぞれの令和2年度分の課税特例が終了したことによる文言を削る改正であります。令和3年度分に関しては、そのまま継続しております。その上で第5項の次に6項、7項、8項を追加し、次のページの第16条の2の第5項を追加したことにより、第8項に改める改正を行っております。その内容につきましては、資料③-3を御確認ください。改正後の6項の追加につきましては、表の下段にある軽貨物自動車に関して、電気自動車と、天然ガス自動車に限定し、種別割の特例対象とするものであります。改正後の第7項の追加につきましては、営業用の軽乗用車に限定し、新しい燃費基準、資料の表で言いますと、右側の2030年度基準90%達成、自動車の項目を特例対象とするものであります。改正後の第8項の追加につきましても、同様に営業用の軽乗用車に限定し、新しい燃費基準、2030年度基準、70%達成車両について、特例の対象とするものであります。それぞれ、令和4年度、令和5年度の種別割に適用されます。

新旧対照表9ページに戻ります。9ページ、下段の附則第26条に第2項を追加する改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって、住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるように適用要件の弾力化を図るための改正であります。資料につきましては、資料④を御確認ください。平成31年度の税制改正により、消費税10%適用される住宅を取得した場合の控除期間を、13年間に延長する特例制度が創設され、令和2年12月末日までの居住要件としておりましたが、コロナの影響による特例で1年延長し、さらに今回経済対策として、適用期限を令和4年12月まで延長するものであります。

新旧対照表10ページと11ページに戻ります。10ページから11ページにかけての改正は、令和2年9月定例会にて行った条例改正のうち、令和4年4月1日施行分についての改正であります。内容につきましては、法人税の見直しによる一連の改正であります。国の法人税法の改正に伴い、関連する地方税法の文言及び条例番号の整備を行っており、地方税法に合わせ、令和4年4月1日の施行に向けた条項番号の整備を行うた

めの改正であります。

附則としまして、第1条で、本改正条例の施行日を定めております。第2条第1項及び第2項については、村民税に係る経過措置ということで、新旧対照表1ページの36条の3の2、第4項に係る改正、第36条の3の3、第4項の改正に係る経過措置を定めております。

次の4ページお願いします。第3条（固定資産税に関する経過措置）で、第1項は新旧対照表3ページから6ページに係る、固定資産税に係る経過措置、第2項では、新旧対照表3ページ上段の第10条の2に係る経過措置を定めております。第4条は（軽自動車税に関する経過措置）で、第1項では新旧対照表の6ページから7ページにかけての軽自動車環境性能割についての経過措置、第2項では新旧対照表7ページから9ページの軽自動車税種別割についての経過措置を定めております。

以上で、承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分した伊江村税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

休憩します。

(休憩時刻10時09分)

再開します。

(再開時刻10時09分)

日程第6 承認第2号 専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の報告を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

承認第2号 専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての、提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）及び離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）が、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付、専決処分をいたしましたので、同条第3項に基づき、提案をするものでございます。

なお改正内容について、詳しくは住民課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、御説明いたします。

今回の条例改正の主な内容は、課税免除または不均一課税に伴う減収補填制度のうち、令和3年3月31日適用期限の到来するものについて、各種法律の改正により延長の決定がなされたものに係る条例期限の延長、及び文言の整備となっております。この制度に係る減収補填につきましては、交付税措置がなされる制度でございます。

新旧対照表とお手元A3版の大きい資料をお願いいたします。では、新旧対照表の1ページ、第3条の（観光地形成促進地域における課税免除）、第4条の（産業高度化・事業革新促進地域における課税免除）につきましては、適用期限を令和3年3月31日から令和4年3月31日まで、1年延長する規定の整備を行っております。

第4条中の、昭和32年法律第26号は、字句の整備のため削り、「第2号」を「第1号」に改める改正、及び「設備（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」に改める改正。「備品（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」に改める改正は、租税特別措置法の改正による号番号の繰上げと文言の整備でございます。

次の2ページをお願いします。第5条（離島の地域における課税免除）につきましては、適用期限を令和3年3月31日から、令和4年3月31日まで、1年延長する規定の整備を行っております。第7条（促進区域における課税免除）は、地域経済牽引事業の促進による、地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正により令和3年3月31日を令和5年3月31日に要件を延長し、基本的計画の同意の日の期限を起算して5年以内から、令和5年3月31日に改正しております。

附則としまして、第1条は、本条例の施行日を定めております。第2条は（経過措置）として、改正後の第3条から第4条までの規定は、施行日以後に新設され、または増設される施設または設備について適用し、施行日前に新設され、または増設された施設または設備については、なお従前の例による。としています。

第3条は、先ほどの第7条の改正に係るもので、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から、令和3年3月31日までの間にある場合における改正後の第7条の規定の運用については、なお従前の例による。としております。

A3版の資料をお願いします。本村におきましては、A3版の資料の表の左から2番目、産業高度化・事業革新地域の部門におきましては、2件の課税免除を適用しております。沖縄電力の村内に設置している送電設備や配電設備。もう1件は、沖縄新エネ開発のリリーフフィールド側に設置されている風力発電施設2基について、課税免除の適用をしております。

また同じ表の一番右側の列、離島の旅館業の部門において1件、課税免除を実施しており、東江前にありますペンションにおきまして、課税免除の適用をしております。

以上をもちまして、承認第2号 専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。



これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第29号 農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R2）その2の請負契約の変更について、議題とします。

休憩します。

（休憩時刻10時39分）

再開します。

（再開時刻10時40分）

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

#### ○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第29号 農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R2）その2の請負契約の変更についての、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額、(イ) 変更前の契約金額が9,845万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が895万円）。

(ロ) 変更による増額契約額1,101万4,300円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が100万1,300円）。

(ハ) 変更後の請負金額1億946万4,300円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が995万1,300円）。

契約の相手方、有限会社 蔵下組、伊江村字川平223番地、代表取締役 蔵下 進と契約をしたいと考えております。

なお、資料として、平面図も添付をしておりますので、それを御覧いただきたいと思っております。この平面図の中の朱書きと赤ラインの表示の7号水兼農道103.8メートル、Aの6防風林61.2メートルを追加工事として実施するための、今回の契約の変更内容となっております。

工期は、令和2年12月4日から令和3年8月31日までと、工事を施工したいと考えております。御審議方、ひとつよろしく願いいたします。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。7番 内間広樹議員。

#### ○ 7番 内 間 広 樹 議員

確認だけさせてください。今回の追加工事じゃなくて、この東江上第3地区について、3月定例会で私、質疑できなかったもので、質疑させてほしいんだけど、トレンチ工法というこの区域、東江上第3工区で作業していましたよね。去年の3月定例会の山城善彦議員への答弁だったと思いますけれども、先島のほうでもこの工法が採用されているということと。この際、この工法を採用する要因の一つとして浸透池を購入、用地を取得するのは難しいからこの工法にしていくというような答弁だったと記憶しております。今後このトレンチ工法というのは、どういうふうに進めていくお考えなのか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍 君

さきの定例会でもお答えしましたが、宮古島市のほうでも、トレンチ工法というのを取り入れていまして、先行して工事をやっております。今回、村におきましても、それを倣ってトレンチ工法ができないかということで、工法を検討して、極力優良農地の面積、公共事業をやる場合に、どうしても道路整備でありますとか、浸透池の購入で面積を取得していかないと、用地購入していかないとということがございますので、極力、購入する林帯の下に、そういった浸透池の代わりになるようなトレンチ工法で、水をうまく浸透できないかというのを検討いたしまして、今回第3地区において、新しい工法でありますトレンチ工法というのを採用しております。今後におきましても、まずはこの第3地区でのトレンチ工法が、どれぐらいの能力といたしますか。性能が発揮されて維持管理等にどれぐらいの費用がかかるのかというのは、まずは農林水産課のほうで検証していきたいと考えております。

それに伴いましてまた通常の用地取得をして、浸透池をつくる通常の浸透地よりも若干、事業費の費用対効果のほうで工事費が約1.5倍から1.7倍と、高い金額に出しております。この辺もしっかりと補助元であります農水省でありますとか、内閣府としっかりと今後、調整していきながら、簡単に言えばB/C、費用対効果が本当に出るのか。そういうのも検証していきながら、今後も可能な限り導入できればというふうに今、考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

議案第29号 農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R2）その2の請負契約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号 農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）整備工事（R2）その2の請負契約の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第30号 伊江中学校マイクロバス購入の契約について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第30号 伊江中学校マイクロバス購入の契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額、660万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が60万円）。

契約の相手方、沖縄県名護市宇伊佐川23番地の1、沖縄ふそう自動車株式会社、代表取締役 比嘉太司と契約をしていきたいというふうに考えております。

今回のマイクロバスの購入の件につきましては、議員も御存じのとおり、伊江中学校の生徒の部活動の対外試合、あるいは大会等へ使用する本部港に置いてありますマイクロバスが購入から22年を経過し、老朽化が激しく、子どもたち生徒たちの安全性の確保に向けて、新しく代替車を購入するものでございます。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

議案第30号 伊江中学校マイクロバス購入の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号 伊江中学校マイクロバス購入の契約について、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第31号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第31号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億6,000万円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお詳細につきましては、各担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

それでは事項別明細書をもちまして、御説明させていただきます。

歳入の1ページをお願いいたします。20款2項1目財政調整基金繰入金3,000万円の増額につきましては、本補正予算に伴う財源調整のための補正措置でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋英樹君。

○ 商工観光課長 島 袋 英 樹 君

それでは歳出1ページでございます。7款1項1目商工総務費3,000万円の計上は、令和3年1月の沖縄県独自の緊急事態宣言及び4月のまん延防止等重点措置に沖縄県が指定されたことによる不要不急の外出、移動の自粛により、売り上げが25%以上減少し、かつ沖縄県から営業時間短縮の協力要請のあった飲食店以外の村内観光関連事業者に対し、事業の継続を支援するための支援金を給付する計上となっております。

令和3年4月1日時点で、村内に住所を有し、営業の形態がある法人、個人事業者で、対象業種としましては、民泊事業者、民宿、ホテル業、加工製造業、特産品販売事業所、ダイビング業、観光関連事業所、飲食業となっております。196事業者を予定しております。本補正予算を可決いただきましたら、交付要綱の施行日を5月10日と定め、11日以降に時間と人数を設定しまして、申請受付を開始していきたいと考えておりま

す。なお、申請に不備等がなく、交付決定した対象者につきましては、5月中には給付する方向で対応してまいります。

以上で、令和3年度伊江村一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入、歳出、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

質疑ございませんか。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第31号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第31号 令和3年度伊江村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

（副村長 名城政英君 退場）

○ 議長 渡久地 政 雄 君

進行します。日程第10. 同意第3号 副村長の選任について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

同意第3号 副村長の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、現名城政英副村長の任期、令和3年5月1日が任期でございます。その任期満了に伴うものでございます。

今回の提案については、現名城副村長においては、事務の最高責任者として職員を包括し、行政事務の理性かつ円滑な執行に向けて役割を果たしつつ、なおかつ私の補佐役も十分に果たしてもらっております。そういうことで引き続き適任者と選任したく、ここに提案をしているものでございます。引き続き、伊江村字東江前620番地の5、名城政英、昭和30年9月10日生まれを、引き続き副村長として任命をしたく、ここに提案をしておりますので、御審議方、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第3号 副村長の選任について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。〔起立全員〕

起立全員です。したがって同意第3号 副村長の選任について、同意することに決定しました。

休憩します。

(休憩時刻10時58分)

再開します。

(再開時刻10時59分)

(副村長 名城政英君 入場)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

全会一致で、名城政英が副村長に任命されましたので、就任の御挨拶をお願いします。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

本日、ただいま議長からの報告を受けて、非常にうれしく思っております。本日、伊江村議会臨時会におきまして、副村長の御同意をいただき、身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げます。さて、村内においても新型コロナウイルス感染拡大へ、過去に経験したことがない状況の中に、村民の命と暮らしを守るための感染予防対策をはじめ、村民の生活や村内事業者への支援が急務となっており、村長の指示の下で、村議会の指導を賜りながら、課題解決に向けて一つ一つ丁寧に具体的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、令和3年度は、伊江村第5次総合計画に基づく、新たな事務事業のスタートの年度でもあります。島袋村長が示した公約の実現に向けて村長を補佐し、職員一丸となって英知を結集し、村民が健康で安心をして住み続けられる村づくりのために誠心誠意、努力していききたいと思います。村議会をはじめ、村民の皆様様の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げまして、お礼の挨拶に代えさせていただきます。本日は大変、ありがとうございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

引き続き、内間常喜教育長にも御挨拶をお願いします。

○ 教育長 内 間 常 喜 君

はじめに、本臨時会にあたり、私も挨拶をする機会、時間を頂戴しまして渡久地議長はじめ、議員の皆様様に感謝を申し上げたいと思います。

去る3月19日、3月の定例会の最終日に私の教育長任命の人事案件が村長から提出されまして、全会一致で御同意を賜りました。重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

4月1日に村長から教育長の辞令を頂戴いたしまして、早ひと月が経過いたしました。その間、幼稚園、小学校、中学校の入学式等に出席をさせていただき、そして御挨拶をさせていただきました。子どもたちのいきいきとした表情、元気な姿、そして先生方の熱気に触れまして、私のこの職の重さをまた実感したところでございます。

議員の皆様におかれましては、既に御存じのとおりでございます。伊江村の教育、伊江村の有史以来、村民の先達は村、人づくり、人材育成を最優先に取り組まれておりまして、これまで為政者の方々、そして村の教育行政に関わった多くの先達の皆様の御尽力によりまして、村ぐるみ教育、島立ちの教育、そしてふるさと教育といったキーワードで、様々な施策を講じられまして、今日の礎がでございます。それを停滞させることなく、さらに前進できるよう誠心誠意、職員とともに頑張りたいと思います。議員の皆様におかれましては、これまで同様、地域の子どものための幼児、児童生徒を温かく見守っていただきますとともに、時には村の教育行政に叱咤激励、御助言、御指導を賜りますよう、心からお願いを申し上げて、私の新米教育長の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長、教育長、初心を忘れず村長をサポートして、今後とも村政の発展のために、御尽力をよろしくお願いいたします。

次にお諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第4回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻11時04分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（2番） 並 里 晴 男

署名議員（3番） 虻 江 修